

様式第 1 号の 1

農地法第 3 条の規定による許可申請書

年 月 日

久喜市農業委員会会長 様

<譲渡人>

住所

氏名

連絡先

<譲受人>

住所

氏名

連絡先

所有権
賃借権

下記農地(採草放牧地)について

使用貸借による権利
その他使用収益権 ()

を

移転

設定(期間 年間)

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等 (国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格又は 特別永住者
譲渡人						
譲受人					☐ 日本 ☐ それ以外 ()	

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地 目		面 積 (㎡)	対価、賃料等の 額 (円) (10a当たりの額)	所有者の氏名又は 名称 (現所有者が登記簿と異 なる場合)	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現 況				権利の 種類	権利者の氏名 又は名称
計	㎡	田	㎡	畑	㎡	採草放牧地	㎡

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。

- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。

（本人確認に係る留意事項）

1. 申請者が窓口で申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。
（有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りします。）
【1点でよいもの（官公署が発行した顔写真付き身分証明書）※1】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの（官公署が発行した本人の氏名及び住所が記載されたもの）※2】
健康保険の被保険者証（又は資格証明書）、年金手帳又は在学証明書等
2. 代理人が持参する場合や郵送等による場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
上記※1に掲げる書類の写し
上記※1の書類を添付することができない場合、上記※2に掲げる書類のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、上記添付書類1の登記事項証明書等により確認します。
4. 必要に応じて農業委員会が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地		農地面積 (㎡)				採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地		
	自作地	①				②
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
	登記簿		現況			
	非耕作地					

使用収益権を有する土地		農地面積 (㎡)			採草放牧地面積 (㎡)	
		田	畑	樹園地		
	借受地	③				④
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
	登記簿		現況			
	非耕作地					

(記載要領)

- 1 「自作地」及び「貸付地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1－2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付(予定)作物								
権利取得後の面積(㎡)								

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	乗用トラクター	耕耘機	田植機	コンバイン	農業用自動車	
確保しているもの	所有						
リース							
導入予定のもの	所有						
リース							
(資金繰りについて)							

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 年、農業技術修学暦 年、その他 ()

② 世帯員等その他 常時雇用している労働力(人)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者

氏 名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	備 考

(2) その者の農作業への従事状況(該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第6号関係>

3 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--